



島根県報

令和8年7月10日（金）

号外 第 7 8 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (子ども・子育て支援課) 2

【告 示】

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 3

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正 (”) 4

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の施行に伴う次に掲げる規則の規定及び様式の整理

(1) 児童福祉法施行細則

(2) 島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則

(3) 児童福祉法施行細則及び島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第45号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第26号別紙（注）2中「、当分の間」を削り、「3歳児の保育士数は」の次に「令和10年3月31日までの間」を、「4歳以上児の保育士数は」の次に「当分の間」を加える。

（島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の一部改正）

第2条 島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則（平成26年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第5号及び様式第6号中

保 育 教 諭	助 保 育 教 諭
---------	-----------

を

「

主務保育教諭	保 育 教 諭
--------	---------

に、

講 師	
-----	--

を

助 保 育 教 諭	講 師
-----------	-----

に改める。

（児童福祉法施行細則及び島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 児童福祉法施行細則及び島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則（令和6年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「及び第4号」を削り、附則に次の1項を加える。

- 4 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の島根県認定こども園の認定に関する規則第2条第4号の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の島根県認定こども園の認定に関する規則第2条第4号の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第431号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和8年7月10日から施行する。

令和8年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中	大輪	高層耐火構造10階建	令和元	1.00	を
	湯町	簡易耐火構造2階建	昭和50	0.82	

大輪	高層耐火構造10階建	令和元	1.00	に改め、
----	------------	-----	------	------

表浜田市の項中	三隅駅前	中層耐火構造4階建	昭和59	0.88 (第111号及び第113号の住戸にあつては、0.90)	を
	向野田	木造2階建	昭和59	0.88	

三隅駅前	中層耐火構造4階建	昭和59	0.88 (第111号及び第113号の住戸にあつては、0.90)	に改め、
------	-----------	------	-------------------------------------	------

表出雲市の項中		中層耐火構造5階建	平成29	1.00	を
	上島	簡易耐火構造2階建	昭和40	0.91	

	中層耐火構造5階建	平成29	1.00	に改める。
--	-----------	------	------	-------

島根県告示第432号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（令和元年島根県告示第261号）の一部を次のように改正し、令和8年7月10日から施行する。

令和8年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中	大輪団地	2,090円	を
	湯町団地	— (330円)	

大輪団地	2,090円	に改め、表浜田市の項中
------	--------	-------------

三隅駅前団地	1,320円	を
向野田団地	1,320円	

三隅駅前団地	1,320円	に改め、表出雲市の項中
--------	--------	-------------

天神団地	1,650円	を
上島団地	— (220円)	

天神団地	1,650円	に改める。
------	--------	-------